

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び同僚が保管する給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚が保管する給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

関連会社であるC社からA社に転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落がある。

申立期間においても継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立期間に係る人事異動通知及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、A社に係る適用事業所名簿の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

関連会社であるC社からA社に転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落がある。

申立期間においても継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立期間に係る人事異動通知及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、A社に係る適用事業所名簿の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

関連会社であるC社からA社に転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落がある。

申立期間においても継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立期間に係る人事異動通知及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、A社に係る適用事業所名簿の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に A 県内の高校を卒業後、同年 4 月 1 日に B 県 C 市 D 町にあった E 社 F 課に正職員として入社し、同課で電話交換手として勤務するとともに、同社に所属する H 運動部で活動し、全日本 H 運動大会においては、同年の準優勝及び 43 年の優勝時の選手の一員であったにもかかわらず、申立期間の年金記録が無い。

私は、申立期間に、E 共済組合の組合員であったと思うので、厚生年金保険の加入期間に通算されるよう、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 共済組合の事業を承継している I 企業年金基金の回答及び同基金から提出された第三種請求書、退職一時金基礎額受給希望届書及び一時金算出調書から、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 29 日までの期間において、同組合の組合員であったことが確認できる。

しかしながら、I 企業年金基金の回答及び前述の提出資料によると、申立人は、E 社 F 課を退職した後の昭和 43 年 10 月 1 日に、当該組合員期間に係る年金掛金に相当する額の全額（将来の年金給付のための原資を控除しない金額）を退職一時金として請求していることが確認できることから、当該組合員期間は、厚生年金保険の被保険者期間とみなされず、申立人の年金受給の算定基礎期間に含まれない。

したがって、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。